

令和5年度 南房総市 住宅取得奨励金



最小 10 万円～最大 100 万円 (子育て・転入者)

南房総市は、若者の移住定住の促進と市の経済の活性化を目的として、

市内で住宅を取得した方へ住宅取得奨励金を交付します

奨励金額

新築住宅の取得者	種別	申請者	基本額	加算額	業者限定	
	A	子育て世帯	30万円	一定の省エネ性能を有する住宅 40万円 (断熱等性能等級4以上 & 一次エネルギー消費量等級4以上)	安房郡市内業者限定 (ZEHのみ不問)	
	B	若年者	10万円			
	C	転入者	子育て世帯		60万円	限定なし
	D		若年者		30万円	

中古住宅の購入者	申請者	奨励金額
	子育て世帯・若年者	建物購入価格(消費税を除く)の10%(上限40万円)

- 新築住宅 (主な条件)
 - 建設後1年以内の未使用の住宅
 - 建築士が設計した住宅
 - 確認済証と検査済証の交付を受けている住宅(例外措置があります)
 - 居住用面積が70㎡以上の住宅(併用住宅を含みます)
- 中古住宅 (主な条件)
 - ◇ 昭和56年6月1日以後に建築され、建築後1年を経過している住宅
 - ◇ 建物登記がされている住宅
 - ◇ 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に住宅の一部または全部が含まれていない住宅
 - ◇ 居住用面積が70㎡以上の住宅(併用住宅を含みます)
- 子育て世帯
 - 満18歳以下(年齢はすべて令和5年4月1日時点で判断します)の子を持つ世帯
- 若年者
 - 満35歳以下の方 もしくは 既婚者で申請者または配偶者が満39歳以下の方
- 転入者
 - 転入(予定)日前3年間、南房総市、館山市、鴨川市、鋸南町のいずれの市町でも住民登録されたことがない方
- 安房郡市内業者
 - 建設業者又は宅地建物取引業者で、本店(法人)または主たる営業所(個人)が南房総市、館山市、鴨川市、鋸南町のいずれかの市町にある業者

手続き

- ◆ 新築住宅
 - 1回目 建築確認日から3カ月以内に「奨励金対象住宅認定申請書」などを提出
 - 2回目 住民票を異動し、所有権の保存登記の完了後に「交付申請書兼請求書」などを提出
- ◆ 中古住宅
 - 住民票を異動し、所有権の保存登記の完了後に「交付申請書兼請求書」などを提出



詳細はホームページで御確認ください。

南房総市 奨励金



「こどもエコすまい支援給付金」との重複受給はできません

【フラット35】地域連携型を利用する方は、融資の契約前に市へ御相談ください。



南房総市 建設環境部 建設課 住宅係

〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地

TEL 0470-33-1101 (土日祝日を除く 8:30~17:15) ✉ jutaku@city.minamiboso.lg.jp